

若狭町告示第 7 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定に基づき、
本町の字の区域を設定したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 6 月 2 2 日

若狭町長 千田 千代和

変 更 調 書

次の区域を三十三団地 1 号三十三に設定する。

大 字	字	地 番
上 野	1 号岸下	1 の 1 から 1 の 4 まで 3 の 1 3 の 2 4 の 1 から 4 の 3 まで 4 の 5 5 の 1 6 の 1 7 8 の 1 9 の 1 10 の 1 11 13 15 19 から 21 まで 23 の 1 24 の 1 25 の 1 26 27 28 の 1 31
	2 号山王前	1 の 1 3 の 1 5 の 1 から 5 の 3 まで 6 の 2 6 の 3 7 の 2 7 の 3 8 の 1 8 の 3 9 10
成願寺	5 号廻渚	5 の 1 9 の 1 10
	6 号岸ノ下	1 の 1 1 の 2 2 の 1 2 の 3 3 4 5 の 1 6 の 1 7
	7 号正源筋	1 の 1 2 の 1 2 の 2 3 の 1 から 3 の 5 まで 4 から 9 まで 10 の 1 10 の 2 11 の 1 11 の 2 28 の 1 28 の 2 29
これらの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部		